

子育て世帯への臨時特別給付金(追加対象者分)

子育て支援課 ☎ 66-1108

ID 0261555

子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れなかった方に対し、給付金を支給します。

支給額 児童1人あたり10万円相当 ※ご自身で申し込みが必要です

対象 高校生世代までの児童を養育していて、次のいずれかに該当する方

- ・所得制限により給付金を受け取れなかった方
- ・3月31日までに離婚状態などにあった方
- ・3月31日までに国内外から転入した方

申し込み 6月30日困までに、直接または郵送で申請書(子育て支援課、市ホームページにあります)・必要書類を子育て支援課(〒443-8601)へ。 ※離婚調停中など、事情のある方はご相談ください



住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

福祉課 ☎ 66-1104

ID 0261530

支給額 1世帯10万円

対象・必要書類 ①住民税非課税世帯・確認書 ※対象者には2月中に通知します

②家計急変世帯・申請書(臨時特別給付金事務局、市ホームページにあります)

申し込み ①5月31日☎②9月30日☎(消印有効)までに、直接または郵送で確認書または申請書を臨時特別給付金事務局(〒443-8601)へ。 ※郵送での申請にご協力ください。

問合せ先 臨時特別給付金事務局(市役所北棟2階第3会議室☎66-1224)

デジタル防災行政ラジオ販売再開

危機管理課 ☎ 66-1208

ID 0205640

夜間や雨風が強い時も、屋外放送を受け取ることができます。

販売価格 3,000円

ところ 危機管理課



東三河都市計画地区計画変更素案説明会

都市計画課 ☎ 66-1142

ID 0169628

水竹町・平田町の民間企業が立地した地区に設定する予定の都市計画について説明します。

とき 4月12日☎ 午後7時～

ところ 消防本部大会議室

ユトリーナ蒲郡 高齢者料金利用証明書を 発行します

長寿課 ☎ 66-1105

シニア料金をユトリーナ蒲郡を利用する際に提示する、令和4年度用高齢者料金利用証明書を発行します。

受付開始 3月1日☎～

発行場所 長寿課、ユトリーナ蒲郡、グリーンセンター

対象 市内に住民票がある65歳以上の方(昭和33年4月1日以前生まれ)

持ち物 運転免許証など住所・年齢が確認できるもの



認可外保育施設の 保育料を補助します

子育て支援課 ☎ 66-1107

認可外保育施設に入所している第3子以降の3歳未満児の令和3年度分の保育料を補助します。

対象施設 おひさまキッズ、光の園、その他事業所内託児施設など

対象 次のすべてに該当している保護者

①保護者、児童とも市内に住民票がある

②18歳未満の子どもを3人以上養育している

③第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている(15日以上)の月極め利用をしていること。一時保育の利用は不可)

④市の保育園入所基準を満たしている

補助額 保護者が対象施設に支払った令和3年度分の保育料(上限月額53,000円)

※施設等利用給付を受けている場合は、その額を控除します。

申し込み 4月4日☎までに、直接子育て支援課へ。